

改正 平成26年4月1日 平成27年6月1日
平成27年6月19日 平成28年4月1日

（目的）

第1条 この要項は、アジアPPP研究所（以下「研究所」という。）規程第10条第2項に基づき、賛助会員からの賛助金に関し必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「賛助会員」とは、研究所の主催する事業に参画することを目的とする個人又は団体をいう。

2 この要項において「賛助金」とは、前項の賛助会員から受け入れた資金をいう。

（受入れ）

第3条 研究所が賛助会員を受け入れる場合、運営委員会の審議を経て稟議起案し、学長及び理事長の承認を受けなければならない。

2 賛助金は、大学の収入として受け入れ、研究所に予算措置する。

（使途）

第4条 賛助金の使途は、研究所の主催する事業に要する経費に充てる。

（種別）

第5条 賛助会員は、次の種別からなる。

- (1) 個人会員
- (2) 自治体会員
- (3) 法人会員
- (4) 海外法人会員
- (5) 海外自治体・大学会員

（賛助金額）

第6条 賛助会員は、種別に応じて別表1の賛助金を負担しなければならない。

2 賛助金は、会計年度単位とし、年度途中から受け入れる場合には、月割り（千円未満切り捨て）にて計算する。

（賛助会員の特典）

第7条 賛助会員には、種別に応じて別表2の特典が与えられる。

（事務）

第8条 賛助金受け入れ及び予算執行に関する事務は、研究所を所管する研究推進部研究推進課において処理する。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、賛助金の取り扱いに関し必要な事項がある場合は、運営委員会において別に定める。

（改正）

第10条 この要項の改正は、学長が運営委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この要項は、平成23年11月15日から施行する。

附 則（平成26年要項第102号）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年要項第150号）

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年要項第176号）

この要項は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 賛助金

種別	賛助金
個人会員	5万円
自治体会員	10万円
法人会員	20万円
海外法人会員	950米ドル
海外自治体・大学会員	450米ドル

別表2 特典

種別	特典
個人会員	<p>1) ワークショップ 研究所が主催し、研究員、客員研究員等がアジアのPPP政策、プロジェクト等に関する情報を講義する。年4回の開催を予定。</p> <p>2) 研究等への参加 研究所が他国の大学、研究機関、自治体等との協力又は委託を受けて行う研究に、研究協力者として参加することができる。</p> <p>3) プロジェクト分析評価 過去の代表的なPPPプロジェクト事例の詳細な分析、落札者選定過程、提案内容、プロジェクトの成功・失敗要因の分析等を、オンラインで閲覧することができる。年6件以上の実施を予定。</p>
自治体会員	個人会員1)及び2)の特典に、会員当たり最大2人が参加することができる。
法人会員	<p>個人会員1)及び2)の特典に、会員当たり最大2人が参加することができる。これに加え、以下の活動に参加する権利を有する。</p> <p>1) プロジェクトファインディングレクチャー アジア各国の今後予想されるPPPプロジェクトの分野、具体的プロジェクト及びプロジェクトへのアプローチ等に関するレクチャーを行う。</p> <p>2) テクニカル・アシスタンス 実際のプロジェクトに参画する場合、必要に応じて実践的アドバイス・コンサルティングを受けることができる。必要に応じて経費を徴収する。</p>
海外法人会員	<p>1) 短期セミナーへの参加 研究所が他国の大学、研究機関、自治体等からの依頼を受けて会員の自国で実施する海外短期セミナーに、会員当たり最大5人が参加できる。また、研究所に対し、短期セミナーの開催を提案することができる。</p> <p>2) 研究等への参加 研究所が他国の大学、研究機関、自治体等との協力又は委託を受けて会員の自国で実施する地域再生支援プログラムに研究協力者として参加することができる。</p>
海外自治体・大学会員	海外法人会員1)及び2)の特典に、会員当たり最大2人が参加することができる。また、研究所に対し、当該会員の関係する国、地域等に関する研究を提案し、共同研究等を行うことができる。